

平成17年度包括外部監査結果等に対する措置計画について

平成 18 年 3 月 28 日

水 道 部

産 業 部

保 健 福 祉 部

1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定による包括外部監査

2 監査を実施した期間及び報告書提出日

平成 17 年 6 月 23 日から平成 18 年 2 月 10 日まで（平成 18 年 2 月 10 日提出）

3 包括外部監査人及び監査補助者

(1) 包括外部監査人 公認会計士 田 村 賢 一

(2) 監 査 補 助 者 公認会計士 新井田 信 也 ほか 2 名

4 監査のテーマ及び措置計画

(1) 水道事業の財務事務及び経営管理について・・・・・・・・・・別紙 1
〔水道部〕 (P 1)

(2) 財団法人盛岡市水道サービス公社の財務事務及び経営管理に
ついて・・・・・・・・・・別紙 2
〔水道部〕 (P 5)

(3) 財団法人盛岡市都南自治振興公社の財務事務及び経営管理に
ついて・・・・・・・・・・別紙 3
〔産業部, 保健福祉部〕 (P 7)

平成17年度包括外部監査結果等に対する措置計画

部局等名 水 道 部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策 (担当課)
12	<p>【監査結果】</p> <p>(1) 水道料金の決定における見直すべき点について</p> <p>平成9年1月料金改定時には、社団法人日本水道協会の『改定前の水道料金算定要領』に準拠し、水道料金を算定した。その後は、継続性の観点から『改定後の水道料金算定要領』に従ってあるべき水道料金を算出して改定の要否を検討するべきであったのに、そうしていないのが問題である。全国の水道事業者が加入している団体から出されたものであることから、尊重すべきである。</p>	<p>(1)</p> <p>今後財政計画の見直しに併せて、日本水道協会の「水道料金算定要領」を参考に「盛岡市水道料金算定要領」の作成を検討します。</p> <p>(総務課)</p>
18	<p>(2) 会計処理及び資産管理上の問題点について</p> <p>① 現在稼働していない中央浄水場、中央第2浄水場及び米内浄水場の分水路の除却処理がなされていない。これらの資産について、再使用の見込みがあるのでなければ、会計上は除却処理をするべきである。</p>	<p>(2)</p> <p>① 予備の施設として位置づけておりますが、再使用の見込みがなくなった場合は、除却処分します。</p> <p>(総務課)</p>
19	<p>② 貯蔵品のなかで、サービス品等の取り扱い及び実地棚卸差異の取り扱いで、会計上の貯蔵品棚卸表と実地棚卸結果報告書で、工事材料の個数に若干の差異がある。</p> <p>期末在庫数は、あくまで実数に合わせて処理する必要がある。</p>	<p>② 平成17年度実地棚卸から、実数に合わせた適正な処理を行います。</p> <p>(配水管理課)</p>
19	<p>③ 退職給与引当金は期末要支給額（全職員が期末に一斉に自己都合で退職したと想定した場合の総支給額）の100%を引き当てるべきである。費用については、退職給与引当金繰入額として退職給与引当金の引当て時に計上し、退職金を支払った時点では、退職給与引当金を取り崩す処理を行うべきである。</p>	<p>③ 退職給与引当の方法等については、今後検討します。</p> <p>(総務課)</p>

平成17年度包括外部監査結果等に対する措置計画

部局等名 水 道 部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策 (担当課)
22	<p>(3) 財団法人盛岡市水道サービス公社に支出している補助金について</p> <p>① 財団法人盛岡市水道サービス公社に対して支出されている補助金は、補助金ではなく公社への委託料に含めて予算化し、契約がなされるべきである。</p>	<p>(3)</p> <p>① 今後、検討します。 (総務課)</p>
22	<p>② 水道サービス公社への委託契約は随意契約によっているが、その金額に積算根拠がない。積算根拠は明確にしておくべきである。</p>	<p>② 今後、金額の積算根拠を明確にし、適正な契約事務の執行に努めます。 (営業課)</p>
22	<p>(4) 経営審議会先進都市視察の行程について</p> <p>平成12年度及び平成14年度の経営審議会委員の視察旅行には、その視察目的に不必要な行程が含まれており、結果不要な旅費の支出がなされている。</p>	<p>(4)</p> <p>不要な旅費の支出とならないよう適切な行程を組んでまいります。 (総務課)</p>

平成17年度包括外部監査結果等に対する措置計画

部局等名 水 道 部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策 (担当課)
	【監査意見】	
38	(1) 水道料金の適正性について 水道事業職員の人件費の相場は常時キャッチアップして、盛岡市が突出する状態にならないよう注意していく必要がある。	(1) 地方公営企業法第38条第2項及び第3項の主旨に則り、労使協議をしながら、適正に決定してまいります。 (総務課)
40	(2) 見直す余地のある手当について ① 精励手当はそのすべてを廃止することに合理性はないとしても、一律支給することが能率給の原則から好ましいものではないことから、支給対象者及び支給基準を見直したものにすることがあると思われる。	(2) ① 労使協議の結果、廃止することとしました。 (総務課)
42	② 宿直時の緊急対応の業務割り当ての見直しも含めたシミュレーションを実施し、利用者へのサービス水準を維持しつつ、経費の削減となる方法について検証すべきである。	② 今後見直しする際の参考とします。 (総務課)
42	③ 滞納整理手当のうち、専ら滞納整理業務に従事する人以外への支給は廃止も視野に入れて検討すべきである。	③ 今後見直しする際の参考とします。 (総務課)
46	(3) 経営管理について 計画のローリングの事後分析は確立しておらず、「新盛岡市水道事業計画」にも盛り込まれていない。公営企業体としてのマネジメントサイクルの確立は早急に対応すべき課題である。 また、基本計画の下位の計画である実施計画の総括においても、事業の結果の記述だけではなく、今後の改善等につなげる分析まで踏み込む必要がある。	(3) より適切な評価方法の研究を含め、検討するための参考とします。 (総務課)

平成17年度包括外部監査結果等に対する措置計画

部局等名 水 道 部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策 (担当課)
48	<p>(4) 事業の民間化について 経営の合理化に向けたコンサルティングの活用、事業の民間化のシミュレーションの実施又は委託業務範囲の見直し等民間化による効率化の可能性について検討する必要がある。</p>	<p>(4) 当市におきましても、浄水場の運転の一部委託に取り組んでいます。今後も経営の合理化についての研究を進めてまいります。 (総務課)</p>
48	<p>(5) 実地棚卸について ① 実地棚卸の手続きに関する手続規定がない状態なので、整備する必要がある。</p>	<p>(5) ① 他都市の状況を参考にしながら、平成18年度中に整備できるよう検討します。 (配水管理課)</p>
49	<p>② 実地棚卸の時期は、できる限り期末日近くに行うのが望ましい。</p>	<p>② 可能な限り期末日近くに実地棚卸を行うよう努めます。 (配水管理課)</p>
49	<p>(6) 漏水管理について 送水量と配水量に大きな誤差があるときには、検証を実施して確認する必要があると思われる。</p>	<p>(6) 送水量と配水量に大きな誤差があるときには、検証を実施して確認してまいります。 (配水管理課・浄水課)</p>
49	<p>(7) 印鑑押印簿の記載について 印鑑管理簿の記載について、使用日には月日のみならず年も記載すべきである。</p>	<p>(7) 年度ごとに、簿冊を作成します。 (総務課)</p>
49	<p>(8) 企業債の利息計上について 企業債の支払利息について決算で利払い日以降の経過利息を未払計上していない。未払利息は計上するのが望ましい。</p>	<p>(8) 公営企業会計では未払利息の計上は義務づけられておりませんが、今後の業務の参考としてまいります。 (総務課)</p>

平成17年度包括外部監査結果等に対する措置計画

部局等名 水 道 部

報告書頁	指摘事項等	対応策(担当課)
60	<p>【監査結果】</p> <p>(1) 公益法人としての適確性を欠いていることについて</p> <p>公社事業を公益法人たる公社形態で行うには、理事会の構成が『公益法人の設立許可及び指導監督基準』に定める「所轄する官庁の出身者は3分の1以下」という要件を満たしていない。組織として基準に対して準拠性違反が認められることから、公益法人としての適確性を欠いている。</p>	<p>(1)</p> <p>平成19年3月の理事改選時には基準に則した理事会の構成とするよう指導します。</p> <p>(総務課)</p>
62	<p>(2) 職員互助会へ支出した運営補助金の管理について</p> <p>支出の領収書が取り付けられていない。</p>	<p>(2)</p> <p>会計規程に則り、適正に処理するよう指導します。</p> <p>(総務課)</p>
62	<p>(3) 経費見積りについて</p> <p>経費見積りは必ず2者以上から取り付けるよう会計規則で定められているが、取り付けられていないケースがある。</p>	<p>(3)</p> <p>平成18年度から会計規程に則り、適正に処理するよう指導します。</p> <p>(総務課)</p>

平成17年度包括外部監査結果等に対する措置計画

部局等名 水 道 部

報告書頁	監 査 指 摘 等	対 応 策 (担当課)
63	<p>【監査意見】</p> <p>(1) 公益法人たる公社形態で事業を行うことの合理性について</p> <p>水道法の改正により貯水槽水道の管理業務を公社が行わなければならない理由が法律的に積極的な意味がない。事業を公益法人として行うことに伴って追加の業務負担のコストが生じており、公益法人として運営することが、経済的に合理性、効率性を欠く要因となっている。</p>	<p>(1)</p> <p>平成20年度に公益法人制度が全面的に改正され、新たに非営利法人制度が創設される予定であり、同制度改革の主旨を踏まえて、今後公社の在り方について検討協議してまいります。</p> <p>(総務課)</p>
64	<p>(2) 経費管理について</p> <p>会計規則で必ず2者以上から見積りを取ることとしているが、少額なものまで相見積りをとることは、費用対効果の観点から合理性を欠く。</p> <p>規則を改正することが合理的である。</p>	<p>(2)</p> <p>平成18年度に公社会計規程を改正し、合理的に業務を執行するよう指導します。</p> <p>(総務課)</p>
64	<p>(3) 検針業務の外部委託について</p> <p>公社は、検針員を雇用して行っている。検針業務を電力会社やガス会社、あるいは、ホームセキュリティ会社に業務委託すれば、コストを削減しうる余地があるのではないか。</p>	<p>(3)</p> <p>公社による第三者への再委託は契約書の禁止条項に抵触することから、別途コスト削減策を検討する際の参考とします。</p> <p>(総務課)</p>
64	<p>(4) 新公益法人会計基準への対応について</p> <p>公社形態で事業を行うには、予算決算は、公益法人会計に準拠していなければならない。平成16年10月に新会計基準が出され、平成18年度事業会計から速やかに実施することとされている。</p>	<p>(4)</p> <p>平成18年度事業会計から、新公益法人会計基準に合わせて実施するよう指導します。</p> <p>(総務課)</p>

別紙 3 財団法人盛岡市都南自治振興公社の財務事務及び経営管理
平成17年度包括外部監査結果等に対する措置計画

部局等名 産業部・保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	対応策(担当課)
76	<p>【監査結果】</p> <p>2. 都南公社の事業等支出の総括的適正性について</p> <p>(2) 都南公社の支出の状況</p> <p>収益事業等支出の割合が「公益法人の設立許可及び指導監督基準」の定める1/2以下を上回っており適正とはいえない状態である。都南公社の事業等支出は「公益法人の設立許可及び指導監督基準」に準拠していないので問題がある。</p>	<p>2.</p> <p>(2)</p> <p>サイクリングターミナル等の管理運営を受託する同公社は、寄付行為の対象事業について審査を受け、公益法人として岩手県の認可を受けています。その寄付行為第4条の中で、盛岡市の委託を受けて行う公の施設等の管理事業が定められていることから、サイクリングターミナルの管理運営の受託については収益事業ではなく、公益事業と考えています。</p> <p>また、サイクリングターミナルに係る支出は公益事業支出に含まれるものと考えています。従って、都南公社の事業支出は「公益法人の設立許可及び指導監督基準」に準拠していると考えています。しかしながら、結果的にビジネス客等の利用が比較的多くなった状況にあります。今後は青少年や市民の利用促進を継続しつつ、条例の趣旨にのっとった公益事業を充実するよう指導します。</p> <p>(商工労政課)</p>

別紙 3 財団法人盛岡市都南自治振興公社の財務事務及び経営管理
平成17年度包括外部監査結果等に対する措置計画

部局等名 産業部・保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	対応策(担当課)
78	<p>(3) 支出構造の改善策</p> <p>収益事業等から撤退することが最も確実であるが指定管理者の指定の関係から3年間は撤退できない。そこでレストハウスの施設管理受託は継続しつつ、レストランの営業を休止することが考えられる。</p>	<p>(3)</p> <p>レストランの営業休止は、来場者へのサービス低下となり、施設全体の魅力低下、来場者数の減少につながる恐れもあり、慎重に考える必要があります。現状では、施設全体の維持管理を前提として指定管理者の指定を行っていることから、レストランの営業は継続していきます。ただし、レストラン単独で見た場合の損益について、改善計画の策定を指導します。</p> <p>(商工労政課) (林政課)</p>
78	<p>3. サイクリングターミナルの運営受託における問題点</p> <p>(2) 企業体としての基本的な経営分析、例えば損益分岐点分析を実施し、収支が均衡するために必要な条件について、タイムリーな把握を行い、市担当課への報告を実施する必要があるが、採算性のチェックが行われていない。</p>	<p>3.</p> <p>(2) 指摘のとおり実施します。</p> <p>(商工労政課)</p>
79	<p>4. レストランの現状の問題点と今後の見込みについて</p> <p>(1) レストランの現状について</p> <p>公社の特別会計ではレストランの売上につどいの森利用者からの売上収入も含まれており、レストハウスの業績を正しく把握するためにはレストランの営業をベースに損益を集計しなおす必要がある。</p>	<p>4.</p> <p>(1)</p> <p>今後は、指摘に沿いレストハウス自体の業績を正しく把握し、部門別会計について分析し営業目標を設定する手段として活用します。</p> <p>(商工労政課) (林政課)</p>

平成17年度包括外部監査結果等に対する措置計画

部局等名 産業部・保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	対応策(担当課)
81	<p>(2) レストランの損益分岐点分析</p> <p>③ レストラン損益分岐点分析</p> <p>つどいの森レストハウスのレストランは固定費を回収する水準である売上高に達していない。設備投資も含めての独立採算で運営されなければならない収益事業としては、設置段階から現実的な計画があったのか疑問である。</p>	<p>(2)</p> <p>③</p> <p>レストランは、付近には飲食を提供する施設がないため、つどいの森をはじめ、サイクリングターミナル、老人福祉センター、都南歴史民族資料館への来場者への食事・喫茶など重要なサービスを提供しているほか、都南公社のレストランやバーベキューハウス(公社特別会計)は、相互に関連・有機的に連携しており、つどいの森全体として考えることが妥当かつ必要不可欠との認識で運営、管理されているところです。このような考えで運営しているレストラン部門を含めた都南公社の収益事業全体(いわゆる公社特別会計)は、公社の決算上黒字となっております。市の所有施設で事業を行っていることから公社では、経理上、減価償却費を計上しておりません。しかし、収益改善について、レストランを含めた公社特別会計における売上全体を増加させるよう指導します。</p> <p>(商工労政課) (林政課)</p>
82	<p>⑤ 赤字の原因と対策</p> <p>赤字の原因は回転率の低さが赤字の主因であろうと考えられる。しかし、広告等を実施しても集客力がない立地条件からして必要な集客を達成するのはきわめて困難と考えられる。</p>	<p>⑤</p> <p>これまでの広告方法を見直し、有効な広告に努めるとともに、魅力ある事業の実施によるつどいの森全体への集客促進、レストランの利用を図るよう指導します。</p> <p>(商工労政課) (林政課)</p>

別紙 3 財団法人盛岡市都南自治振興公社の財務事務及び経営管理
 平成17年度包括外部監査結果等に対する措置計画

部局等名 産業部・保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	対応策(担当課)
83	(3) レストランの今後について 「公益法人の設立許可及び監督基準」では赤字になってはならない収益事業が、実質的には赤字に陥っており、基準に対して合規性、準拠性違反になっている。レストランの営業からは、実質ベースでの黒字にならない限り、撤退せざるを得ない。	(3) 公社の収益事業である特別会計事業は、レストラン及びレストラン以外の収益事業を合計した全体収支では公社の決算上赤字とはなっておりません。しかし、収益改善について、レストランを含めた公社特別会計における売上全体を増加させるよう指導します。 (商工労政課) (林政課)
83	5. その他 (1) 寄付行為の見直しについて 寄付行為第4条中に定めていながら事業を実施していない項目があるので寄付行為を改定すべきである。 ※寄付行為第4条(指摘部分) ① 盛岡市の地域行政に関する調査事業 ② 盛岡市の地域行政に対する住民の意識を高めるための事業	5. (1) 寄付行為の趣旨に従い、次の事業等の実施を指導します。 ① 都南公社にて実施している市民の体力の増進及び青少年の健全育成に関連した地域行政に関する調査、つどいの森が立地している自然環境や有している人的資源を活用した、森林・林業についての地域行政に係る調査。 ② 来場者への高齢者福祉に係る情報提供、盛岡の観光案内・説明、森林や林業への理解や、これらの取り組みを通じた市の福祉・観光・林産振興に関する住民意識の啓発。 (商工労政課) (高齢福祉課) (林政課)
83	(2) 備品の管理について 備品については、管理上の不備があるので定期的に棚卸を実施し、台帳と現物を整合しておくべきである。	(2) 指摘のとおり実施します。 (商工労政課) (林政課)

別紙 3 財団法人盛岡市都南自治振興公社の財務事務及び経営管理
平成17年度包括外部監査結果等に対する措置計画

部局等名 産業部・保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	対応策(担当課)
84	<p>(3) バーベキューハウス使用申請書の作成管理について 使用申請書には単に使用申し込み受諾決裁機能のみならずオーバーブッキング防止機能があるのであれば記入すべきである。</p>	<p>(3) 指摘のとおり対応するよう指導します。 (林政課)</p>
84	<p>(4) 決算報告書の様式について 一部公益法人会計基準から外れている箇所があることから基準に即した記載をする必要がある。</p> <p>① 貸借対照表(総括表)の様式 都南公社の貸借対照表には基本財産とその他の固定資産の記載がない。</p> <p>② 財産目録の様式 財産目録の科目表示に詳細に記述がない。</p> <p>③ 注記 特別会計の棚卸原材料の評価の方法が注記されていない。</p>	<p>(4) 指摘のとおり対応するよう指導します。 (林政課)</p>

平成17年度包括外部監査結果等に対する措置計画

部局等名 産業部・保健福祉部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策 (担当課)
85	<p>【監査意見】</p> <p>2. サイクリングターミナル条例と設備の不整合について</p> <p>条例と設備の不整合が長期間放置されており早期に是正する必要がある。方法として条例に合わせて整備の増強や宿泊研修施設部分を廃止しそれに合わせて条例を改正する等が考えられる。</p>	<p>2.</p> <p>サイクリングターミナルの宿泊定員は、50名であります。子供会や学校のクラブ活動、学級単位での使用、スポーツ少年団をはじめとした少年少女の団体活動の多くにとりましては、十分な規模と考えます。確かに学校全体や学年単位での研修、行事のように大規模団体による活動も多く行われていますが、地域の方々や数多くの中小団体が手軽に利用できるよう努めているので、現状設備が条例の趣旨を実現できるようになってはいないとは考えていません。</p> <p>なお、サイクリングターミナル以外のつどいの森では、比較的人数の多い団体の活動にも対応できるスペースと設備・施設があるので、今後はこれら設備・施設の有機的な使用について検討を進め、子供会や学校等の団体向けに現状より多くの宿泊に対応できるよう検討します。</p> <p>(商工労政課)</p>
86	<p>3. サイクリングターミナルの経営における基本的な問題点</p> <p>(1) サイクリングターミナルに関して宿泊施設としての経営理念、数値目標を含めた経営目標の策定がなされていない。</p> <p>(2) 宿泊施設経営において基本的な項目で戦略が立てられておらず、また損益分岐点分析がなされていない。</p>	<p>3.</p> <p>(1) (2)</p> <p>サイクリングターミナル運営は、公益事業と認識していますので、この限りでは、独立採算の確保のみの観点では、運営は困難です。しかしながら、市に費用負担が生じていることは事実でありますので、経営理念・目標を明確にし、また損益分岐点分析をおこない、今後は効率的な運営に向け計画的な経営の改善策を検討します。</p> <p>(商工労政課)</p>

平成17年度包括外部監査結果等に対する措置計画

部局等名 産業部・保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	対応策(担当課)
89	<p>③ サイクリングターミナルの損益の実態 サイクリングターミナルは修正損益計算書のとおり食事を含めても5期連続大幅な赤字となっている。営業努力はしているが損益分析に基づいていない努力であるというのが実情である。</p>	<p>③ サイクリングターミナル運営は、公益事業と認識しておりますが、指摘を参考に損益分析を実施します。 (商工労政課)</p>
90	<p>4. サイクリングターミナルの今後の見込みとあり方について (1) サイクリングターミナルの今後の見込み ① 内装、ボイラー、送迎バスについては痛みが目立っている。 ② 経営分析、特に損益分岐点分析がなされていないため営業努力によってどこまで業績を伸ばせば損益が黒字化するか見えないままで運営が行われている。</p>	<p>4. (1) 公益事業としてのサイクリングターミナル運営に努め、この観点から建物、設備、車両の保全計画や更新計画を立て、当該設備等の整備を図ってまいります。また、経営分析の実施や、価格等の見直し等、損失の縮小に努めます。 (商工労政課)</p>
93	<p>(3) 今後のあり方 サイクリングターミナルが提供している宿泊サービスは、文書上はともかく現実には行政サービスとは言えない。市民負担をこれ以上大きくすることは避けるべきと考える。平成20年度までに採算が確保され、都南公社が公益法人として健全な事業を遂行できる条件を満たさない限り廃止を含めた抜本的な対策が即時に取れるように準備しておく必要がある。</p>	<p>(3) サイクリングターミナル運営は、条例における設置の趣旨を実現化する公益事業と考えており、実績も上がってきているところでもありますので、今後とも存続させたいと考えていますが、今回の包括外部監査に関する報告をふまえ、今後あり方について検討します。 また、収支についても、指摘のとおり厳しい状況にあることから、今後とも効率的な運営や経費の削減、宿泊料・食事代の価格等も見直しながら収入増を図り、少しでも市からの支出を減らすよう検討します。 (商工労政課)</p>

別紙 3 財団法人盛岡市都南自治振興公社の財務事務及び経営管理
平成17年度包括外部監査結果等に対する措置計画

部局等名 産業部・保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	対応策(担当課)
94	<p>5. サイクリングターミナル及びレストランの廃止による財政上の効果</p> <p>(2) 宿泊及びレストランから撤退することによる財政上の効果</p> <p>宿泊及びレストランは速やかに撤退することが財政上はもっとも大きな効果が得られるのですが、指定管理者の関係から3年間は1億円近い負担となるため、改めて議会の審議を得る必要があると思われる。</p>	<p>5.</p> <p>(2)</p> <p>サイクリングターミナル及びレストランの廃止については、他の施設への影響(つどいの森や老人福祉センターの利用者の減少や利便共用サービスの低下等)を考慮すると単純に比較できないものと考えられます。</p> <p>しかし、指摘のとおり市の負担については、厳しい状況にあることから、経営の改善計画を策定します。また、議会の意見も伺いながら、今後あり方について検討します。</p> <p style="text-align: right;">(商工労政課) (林政課)</p>
98	<p>6. 老人福祉センターの運営の効率性について</p> <p>(4) 問題点への対応策</p> <p>① 入浴サービスを無償で提供していることに関しては、利用料の有料化も検討の余地がありますが、現実問題として有料化は利用者の理解を得るのは難しいとも思われます。むしろ、公平な施設提供サービスを行う視点から常設の入浴サービスを廃止する方が理解を得やすいかもしれません。</p>	<p>6.</p> <p>(4)</p> <p>① A型老人福祉センターの入浴設備は老人福祉センター運営要綱(「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について〔昭和52年社老第48号厚生省社会局長通知〕」)において、A型老人福祉センターに備えるべき設備として規定されており、今後も、入浴設備の効率的運用に努めるよう指導します。</p> <p style="text-align: right;">(高齢福祉課)</p>

平成17年度包括外部監査結果等に対する措置計画

部局等名 産業部・保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	対応策(担当課)
98	<p>② 老人福祉センターは、盛岡市老人福祉センター条例第2条（設置）に記載の目的を達成するための施設であるという原点に立ち、利用者の利便性については立地を含めて見直すことが必要と思われます。一つの選択肢として、サイクリングターミナルの宿泊サービス及びレストハウスのレストラン営業を廃止した場合に生ずる財政効果を財源として、B型施設を建設する方法も考えられると思われます。</p>	<p>② 今後、B型老人福祉センターの設置も含め、利便性の高い、地域住民により密着した老人福祉センターのあり方を検討します。</p> <p style="text-align: right;">(高齢福祉課)</p>
102	<p>7. 都南つどいの森の現状と今後のあり方について</p> <p>(3) 民間と競合する部分について</p> <p>バーベキューハウスの営業におけるサービスの提供について方針の確定をする必要がある。</p>	<p>7.</p> <p>(3)</p> <p>つどいの森のバーベキューハウスについては、森の中での野外活動や食事を楽しんでもいただき、市民の健康・休養に資するために設置しているもので、食材の持ち込み利用のほかに利用者の希望により食材の提供を行っているものですので、今後も継続します。</p> <p style="text-align: right;">(林政課)</p>
102	<p>8. 事業別損益（収支）管理システムの導入</p> <p>資金のやり取りがあるため事業別の損益が見えにくい決算となっているため管理システムを導入する必要がある。</p>	<p>8.</p> <p>事業別の損益が明らかになるよう管理システムについて研究します。</p> <p style="text-align: right;">(林政課)</p>